



「認知症カフェ開設支援事業補助金」 交付を希望する団体を募集します！

福岡100
何歳でも
チャレンジできる
未来のまちへ

福岡市では、認知症の人や家族の居場所づくり、地域への認知症等の啓発を進めるため、認知症カフェを開設する団体を支援しています。

《事業概要》

1 補助対象団体

福岡市内で新たに認知症カフェを開設する団体

(社会福祉法人、NPO法人、医療法人、株式会社、ボランティア団体、地域住民組織等)

2 補助対象事業

補助対象となる認知症カフェは、次の条件を全て満たしていることが必要です。

ただし、オンラインで実施する場合には、①②について満たさない場合も補助対象とします。

- ① 福岡市内に複数の人が同時に過ごすことができる十分なスペースがあること
- ② カフェ形式に机等を配置し、安心して参加できる雰囲気であること
- ③ 原則として、月1回以上開設し、1回当たりの開設時間は2時間以上とすること
- ④ 開設日は、日にち及び曜日を固定するなど工夫し、周知すること
- ⑤ 3年は継続した事業実施が見込まれること
- ⑥ 認知症カフェを運営するスタッフのうち、認知症の人、並びにその家族からの相談に対応できる人員（医療・介護の専門職で、認知症に関する専門的知識及び相談支援等の経験を有する者など）を1名以上配置すること
- ⑦ 地域包括支援センター、介護サービス事業所等、地域の関係者等と連携を図るとともに市民ボランティア（認知症サポーター及び市民など）の積極的な参加を促進し、地域に開かれた場となるように努めること

3 補助金額

補助金は、1事業に限り、3年を限度として交付します。

事業区分	補助率		補助限度額
	1年目	5分の4以内	
新規開設	1年目	5分の4以内	100,000円
	2.3年目	2分の1以内	50,000円
その他（※）	1年目	5分の4以内	50,000円
	2.3年目	2分の1以内	25,000円

※その他

既に開設されている地域住民等が自由に参加できる集いの場【既存の認知症カフェや地域カフェふれあいサロンなど（以下、地域カフェ等）】が、補助金の交付申請時点に、上記2に掲げる補助対象要件を満たす場合

4 補助対象経費

講師等への謝礼	外部から招く講師等（相談に対応できる人など）への謝礼金
交通費	講師及びボランティアの交通費
会議等の経費	資料コピー・印刷代
備品の購入費	事業の実施に必要な備品の購入費（1品5万円を上限とする）
消耗品・材料等の購入費	事業の実施に必要な消耗品、材料・茶菓等の購入費
借上げ等の費用	会場借上料、車両・機器等の賃借料
役務費	切手・はがき代等の郵便料、各種保険料等
その他事業の実施にあたり市長が認めるもの	

※他の補助金の交付を受けて地域カフェ等を運営している団体への補助対象経費は、上記2. ⑥に係る経費のみとします。

5 補助申請の流れ

- ① 補助金の申請受付（4月1日～5月31日【必着】）※
- ② 補助金の交付決定（6月頃）
- ③ 実績報告（翌年3月頃）
- ④ 補助金額の確定・交付（翌年4月頃）

※申請数によっては、締切日以降も募集を継続する場合があります。募集状況については、認知症支援課へお尋ねください。

補助申請の詳細は、「申請の手引き」をご参照ください。福岡市役所のホームページからダウンロードできます。

【福岡市HP> 健康・医療・福祉 > 高齢・介護 > 認知症> 認知症カフェ開設支援事業補助金のお知らせ】

6 認知症カフェ一覧表

福岡市内で活動されている認知症カフェを福岡市ホームページに掲載しています。

補助金利用の有無にかかわらず、認知症カフェの補助対象の条件を満たす場合は、一覧表に掲載できます。掲載をご希望される場合は、下記までご連絡下さい。

お問い合わせ・申し込み先

福祉局 認知症支援課 普及啓発推進係
TEL：711-4891 FAX：733-5587
E-mail：ninchi-shien.PWB@city.fukuoka.lg.jp